

定数削減案反対討論（京都府議会 9月定例会 本会議 2014年9月30日）

日本共産党の光永敦彦です。

ただいま議題となっております、自民党提案の議第2号議案「京都府議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区の議員の定数に関する条例」一部改正の件に対し、日本共産党府会議員団と府民を代表し、満身の怒りをもって抗議し、提案そのものを撤回すべきであると、厳しく指摘するものです。

問題の第一は、これまでの議会改革の経緯や努力を全く反故にし、密室・府民不在で提案した案を強行しようとするものであるからです。

今回の論議の出発点は、来年3月1日から施行される公職選挙法の一部改正にもとづき、選挙区の区域の表記等を検討するにあたり、議長の諮問を踏まえ、一票の格差を是正する観点から、定数についても点検を行うことを目的として、今年3月3日から議会運営委員会に設置した議会改革検討小委員会の場で、府民にもマスコミにも公開して、半年以上にわたり論議を積み重ねてきたものです。

論議を積み重ねる中で、自民党会派からは、京都市内定数のみを10議席減じるという提案を行いました。これは、京都市とそれ以外の一票の重みに格差をつけるものであり、なおかつ、これまで一票の格差をなくそうと議会として努力し、現在1.79倍となっているものを、2倍以上に広げるものとなってしまい、全く根拠も道理のないものでした。一方、民主党・公明党と我が党会派からは「現行どおり」とする意見が出されることとなりました。ところが、自民党は「会派の総意である」とまで述べて10減案を主張し続けたため、先日9月22日、「調整が整わず」とする報告書が議長に提出されたばかりでした。

この「報告書」を踏まえ、議会改革検討小委員会で合意してきた、人口比例原則を前提とし、一票の格差をできるだけ抑えるように努力する方向をどう扱うかについて、今後、議論を重ねることになっていました。我が党議員団は、本来、協議が整わない場合は、今回は選挙区の区域の表記のみを改正し、定数は平成27年度の国勢調査を基準に行うべきであることを、繰り返し求めてきておりました。ところが、自民党会派が突如、1増1減案を提案し、しかもそれを本会議で強行しようとしているのです。

そもそも議員の定数は、府民の多様な意見を議会に反映する上で、一票の行使の権利を保障するために、議会自身が努力するものです。その前提は、これまでの努力をふまえ、府民に開かれた場で、府民に道理をもって説明できるものを議論し、全会派が一致してすすめるべきものです。ところが、今回は議会改革検討小委員会報告が出された直後に、自民党会派から、非公開の場で、これまでの主張と全く違う案を突如提案し、それを数をたのんで成立させようとするのはまさに議会の民主的運営を踏みにじるものです。

第二の問題は、自民党提案の宇治市及び久世郡の選挙区1増ならびに左京区の選挙区1減の案自身が、府民的にみて党利党略そのものであるからです。

木津川市及び相楽郡の選挙区の方が、人口格差が大きいにも関わらず、それより格差の小さい宇治市及び久世郡の選挙区定数を増やすことに、なんの道理があるのでしょうか。また、左京区の選挙区に至っては、議会改革検討小委員会で、自民党委員も含め一度も論議になったことはありません。その上、現在1.28倍の格差となっているものを、定数を減じることで、左京区1.71倍にまで逆に格差を広げることになってしまうという、提案すること自身、全く道理がない内容をもったものです。

こんな案は、府民にとっても、左京区民にとっても、とうてい説明できるものではありません。左京区を代表する議員の一人として、断固撤回を求めるものであります。

このように、手続きも内容も、まともに府民に説明できないものを強行しようとするのは、多数による党利党略、有権者の一票の権利とその重みを踏みつけにする、議会の自殺行為といわなくてはなりません。歴史と伝統ある京都府議会が、こんな暴挙を許して、果たしていいのでしょうか。私は府民を代表して、ここにおられるすべての議員一人ひとりの良心と府民の代表としての議員の矜持に心から、この暴挙を許していいのかと問いたいと訴えるものです。

なお、民主党提案の議第3号議案については、選挙区表記を変更するものであり、賛成するものです。

この暴挙に対する府民的審判は、来春のいっせい地方選挙で府民が明確に下すであろうことを確信し、私の討論を終わります。ご清聴ありがとうございました。